

会議録

会議の名称	平成25年度第2回西東京市消防委員会
開催日時	平成25年12月19日（木曜日）午後4時から5時15分まで
開催場所	防災センター 5階 災害対策本部室
出席者	委員：蓮見委員長、櫻井職務代理委員、小野委員、村田委員長谷川委員、野口委員、河村委員、本橋委員 事務局：小谷野危機管理室長、田喜知危機管理特命主幹、藤澤副主幹
議題	1 平成25年度西東京市消防団歳末警戒に係る巡視について 2 平成26年西東京市消防団出初式について 3 その他
会議資料の名称	1 平成25年度西東京市消防団歳末特別警戒に係る巡視について 2 平成25年度西東京市消防団歳末特別警戒巡視時間表 3 平成26年西東京市消防団出初式について 4 平成26年西東京市消防団出初式 式次第
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

○蓮見委員長：

消防委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。本日も慎重審議のほどよろしくお願いたします。

傍聴者は現在のところおられません。

本日の配布資料について、事務局から確認をお願いします。

○事務局：

「配布資料の確認」

○蓮見委員長：

それではさっそく議題に入りたいと思います。

議題1 平成25年度西東京市消防団歳末警戒に係る巡視について

○蓮見委員長：

議題1「平成25年度西東京市消防団歳末警戒に係る巡視について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：

「資料1、2に沿って説明」

○蓮見委員長：

はい、それでは歳末特別警戒の日程は12月29日・30日の2日間実施となりますので、例年通り委員で分担してどちらかに出席ということによろしいでしょうか。(各委員了承)よろしくお願いたします。

巡視コースは毎年ずらしているということです。今年は資料の通りの順路となりますのでよろしくお願いいたします。皆さんからご質問はありますか。

○委員：

各委員防寒対策に十分ご留意いただきご出席をお願いいたします。

○蓮見委員長：

服装は作業着と防寒着、帽子とします。各自確認いただき不足しているものがあれば、事務局までご連絡ください。

それでは次に議題2に移らせていただきます。

議題2 平成26年西東京市消防団出初式について

○蓮見委員長：

それでは議題2「平成26年西東京市消防団出初式について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

「資料3、4に沿って説明」

○蓮見委員長：

向台運動場だと、雨天の場合実施できないと思いますが、事務局から消防委員会にも連絡をくださるようお願いいたします。

○委員：

荒天のため式典のみ実施となった際、消防委員は全員出席でしょうか。

○事務局：

全員出席くださいますようお願いいたします。

○蓮見委員長：

消防団のことなので、全員出席で対応したいと思っています。皆さんよろしくお願いいたします。

○委員：

今期が任期満了の最終の出初式となります。功績・優良表彰は全員に、永年勤続表彰は代表受領とさせていただき、詳細はパンフレットに記載をさせていただくこととさせていただきます。

○蓮見委員長：

そのようなことで、出初式もよろしくお願いいたします。

それでは次に議題の3に移りたいと思います。

議題3 その他

○蓮見委員長：

それでは議題の3、その他ということでいくつか事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：

2点ほどご説明させていただきます。

1点目は女性消防団員の募集状況と西東京市一般職職員が消防団員を兼ねる場合の消防団員報酬の取り扱いについて。

2点目は平成25年度安全装備品の購入状況についてご説明させていただきます。

まず、1点目の女性消防団員募集状況と西東京市一般職消防団員の報酬取扱いについてご報告いたします。

平成26年4月からの任期替えに伴いまして、西東京市消防団では新たに本部付として女性消防団員の任用に向けて取り組んでおります。当面3名から5名程度を目標に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、市職員が消防団員を兼ねる場合課題となっておりますのが「西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第7条に重複給与の禁止条項がございます。条文を読み上げますと、「常勤の職員として西東京市から給料の支給を受けている者が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。」とされております。現在市職員で消防団員を兼ねるものは1名おりますが、この条項により団員報酬年額102,000円は支給しておりません。

女性消防団員を市職員から募ることはもとより、地域事情を理解し地域貢献につながる消防団員に市職員が参加するうえで、震災後の現在の状況からすると大きな障壁になっているものと考えております。

全国的に消防団員数が減少し、消防団員の確保が困難となる中、大規模災害への対策を早急に進め、消防体制の整備を図ることが地方自治体に求められており、先般総務大臣からも地方公務員の消防団入団促進の取り組みを強化されたい旨書簡が届いております。また、消防庁からは一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取扱いについて、「消防団活動の実態を踏まえると基本的に勤務時間外に行われることが想定され、重複支給が問題とならない極めて限定された額である場合には、地方公務員法による兼業許可を受けることで差し支えないと考えられる。」との助言もいただいております。

これらの状況を踏まえ、事務局といたしましても条例を所管する部署に対し、技術的な改正案を示しながら、重複給与の禁止条項から消防団員を兼ねる場合を除く方向で条例一部改正をお願いしているところでございます。

このことに関しまして、消防委員の皆様からご意見、ご見解をいただければ幸いです。

○蓮見委員長：

団長からいかがでしょうか。

○委員：

消防団条例でなく、報酬に関する条例ということですね。

○事務局：

重複給与の禁止ということで、消防団長から団員までの年額報酬額を定めた別表がございます。常勤の職員には支給しないということが明記されているのが現状です。従いまして、一部改正として但し書きを追加する形で行いたいと思っております。「ただし、別表第1に掲げる消防団員については除く」もしくは「支給する」といった文言を追加する形で改正を考えております。

○委員：

内容的にはぜひやってもらいたいことだと思います。

○蓮見委員長：
報酬の条例ということですね。

○委員：
今対象は何人ですか。

○事務局：
1名います。

○委員：
他市でも兼業許可の手続きを経て報酬を支給しており、ぜひお願いしたい。どんだん市の職員に団員になってもらいたい。新人は入団するとか。

○委員：
条例により消防団員は244名と定められていますが、現在は224名で次の任期替えでは維持できるかどうかとなると、市の職員で女性の入団を進めるためにもそこは強くお願いしておきます。

○蓮見委員長：
それはその通りだと思います。そこは市のほうでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に事務局から2点目の案件の説明をお願いします。

○事務局：
はい、それではご説明いたします。
7月の第1回消防委員会でも予算概要の中で触れさせていただきましたが、今年度いくつか消防団員安全装備品の整備を進めております。

まず投光器ですが、消防団員等公務災害補償等共済基金から助成を受け、バルーン式投光器2基導入いたします。

2点目防火衣、こちらが3か年の取り組み計画の初年度として各分団に6着ずつ上下セパレートタイプ77着を導入いたします。

3点目編上げ靴ですが、東京都の多摩移管120周年市町村消防団訓練強化費補助金を受けて全団員分整備させていただきます。特徴点としては東京消防庁新基準同等品で先芯入りの安全靴タイプとなっております。

4点目簡易救助工具につきましても東京都の多摩移管120周年市町村消防団訓練強化費補助金を受けて全分団分整備させていただきます。以上簡単ですが、装備品の説明とさせていただきます。

○蓮見委員長：
何かご質問はありますか。

○委員：

簡易救助工具は現在配備しているものに加えてということになりますか。

○事務局：

はい、これで各分団2セットの配備となります。

○蓮見委員長：

その他いかがでしょうか。ないようですので本日の消防委員会はこれをもって終了とさせていただきます。ご苦労様でした。